

水広保育園消防計画（防火管理規定）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、水広保育園における防火管理義務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止をはかることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第2条 この計画は、保育園に勤務し若しくは居住し又は出入りするすべての者に適用するものとする。

（予防管理組織）

第3条 水広保育園の火災予防の徹底をはかるため防火管理者を置き、その下に必要に応じ火元責任者を置くものとする。

2 前項の組織及び任務分担は、別表1の定めによるものとする。

（建物等の自主検査）

第4条 防火管理者及び火元責任者等は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について、別記に定める検査表に基づき、次により実施するものとする。

検査対象	検査年月日	
	建築物等	3月20日
火気使用設備器具	3月20日	12月20日
機械電気設備	3月20日	12月20日
危険物施設等	3月20日	12月20日

※毎月15日をメドに必ず異常がないかを確認する。

(消防用設備等の点検)

第5条 防火管理者は、建物内に設備してある消防用設備等の機能を維持管理するため、消防庁告示で示す点検表に基づき、次により点検を実施するものとする。

消防用設備等	点検実施月日		
	外観点検	機能点検	総合点検
消火器	6月20日	6月20日	12月20日
非常警報設備	6月20日	6月20日	12月20日
自動火災報知設備	6月20日	6月20日	12月20日
消防機関へ通報する火災報知設備	6月20日	6月20日	12月20日

(点検検査の記録及び報告)

第6条 防火管理者は、点検検査の結果をそのつど別に定める防火管理台帳等に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、一年に一回消防署長に報告しなければならない。

(不備欠陥等の整備)

第7条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥箇所があるときは、改修について理事長に報告し、その促進をはからなければならない。

(自衛消防組織)

第8条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表2の定めによるものとする。

(震災対策)

第9条 火元責任者等は、第4条に定める検査にあわせ地震による災害を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 火元責任者等又はあらかじめ指定された者は、地震時において火気使用設備器具を停止させ、およびその確認を行うものとする。

(教育訓練)

第10条 防火管理者は、職員の防火知識の向上と消防技術及び警戒宣言にかかる対応基準の向上をはかるため、次により教育訓練を行うものとする。

- (1) 防火教育 年2回以上
- (2) 部分訓練 年2回以上
- (3) 総合訓練 年1回以上

※ 園児における防火訓練及び地震防災訓練は毎月実施する。

第 1 1 条 防火管理者は、防火管理の適正をはかるため、常に消防機関と連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

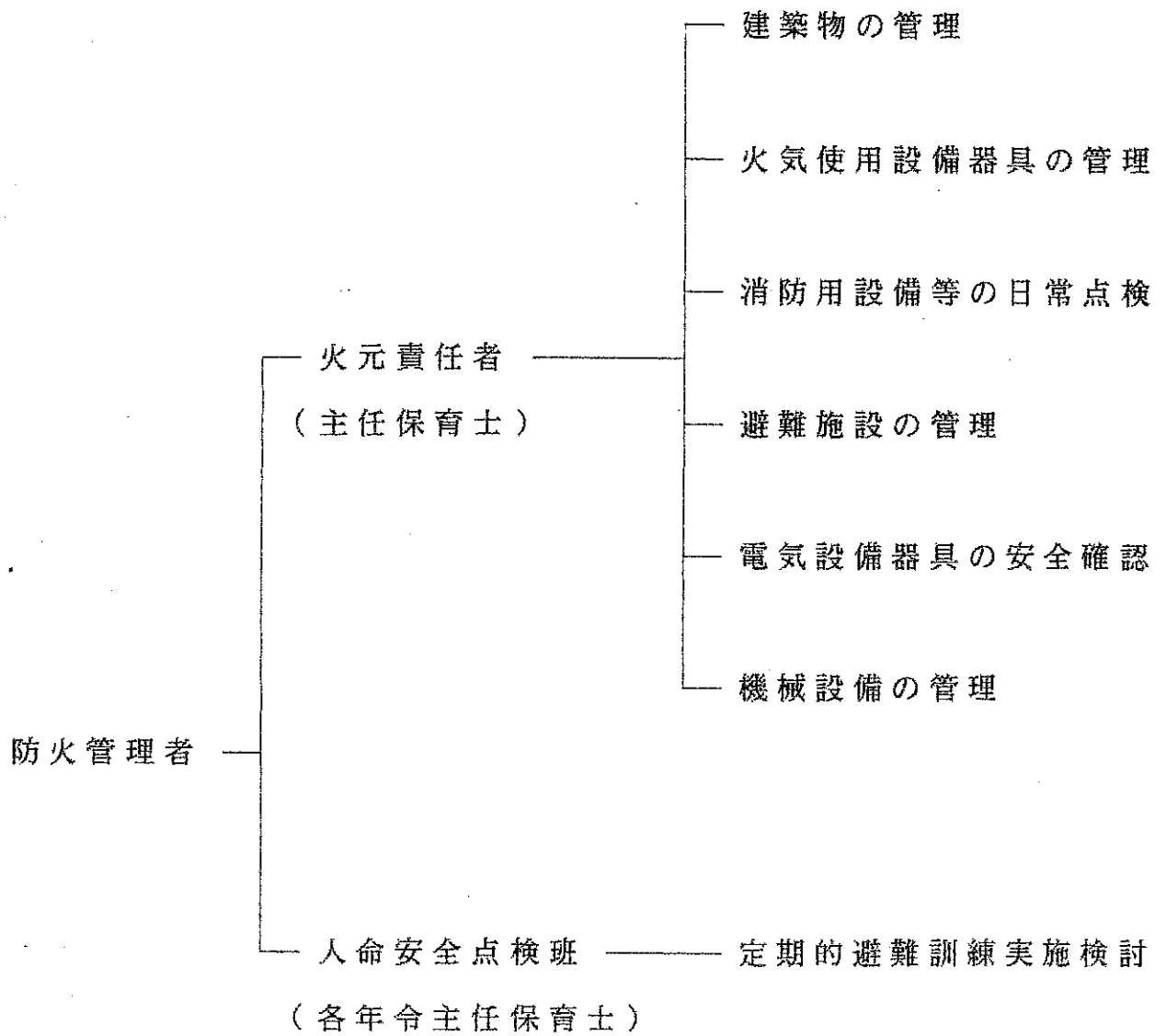
- (1) 消防計画の提出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 教育訓練指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

付 則

この消防計画は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

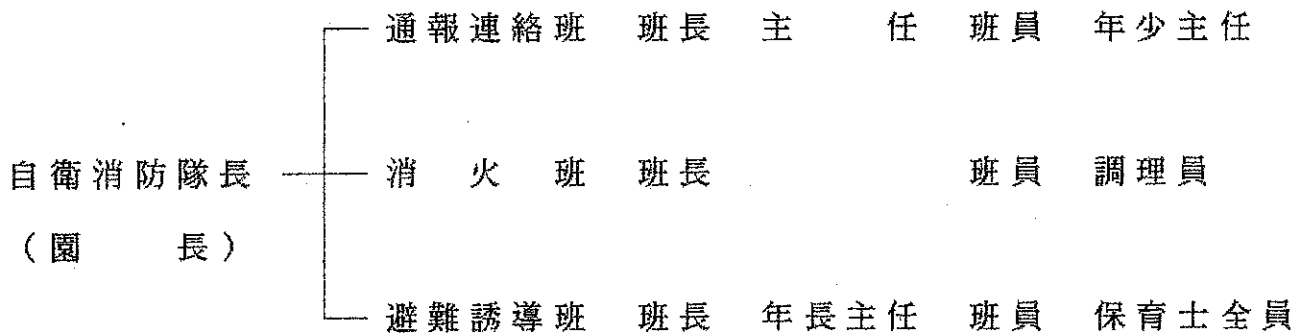
別表 1

水広保育園防火管理組織及び分担



別表 2

水広保育園自衛消防隊編成表



各班の任務は、次のとおりとする。

1 通報連絡班

- (1) 室内外放送、非常ベル、拡声器を使って出火を知らせる。
- (2) 119番で消防機関へ通報する。

2 消火班

- (1) 消火器、水バケツ等で消火する。
- (2) ホース等を使用して消火する。

3 避難誘導班

- (1) 安全な通路より避難誘導する。
- (2) 逃げおくれた子どもがいないか確認してまわる。
- (3) 入所児童を引渡すときは、よく保護者を確認して渡す。

別表 3

警戒宣言時の応急対策表

対策内容	担当責任者
全職員、園児へ情報伝達	園長
出火防止措置火気使用器具の使用停止	園長、調理員
避難通路、消防用設備等の緊急点検	各年齢児主任
保護者への連絡	主任
園児の確認保護	保育士全員
備品の転倒及び落下防止	各年齢児主任
非常持出品の準備	事務員
飲料水、食糧の確保	主任 調理員

水広保育園地震防災応急計画

第1節 計画の目的、適用範囲

(目的)

第1条 この計画は、名古屋市が大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定、公示されたのを受け、水広保育園における震災対策を定めることにより地震による混乱防止、発災後の被害軽減を図ることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 震災対策については、別に定めのある場合を除き、この計画の定めによる。ただし防災教育及び訓練等にあつては、防火教育及び消防訓練も含むものとする。

(適用範囲)

第3条 この計画は、当施設に勤務し若しくは、出入りするすべての者に適用する。

第2節 震災予防対策及び地震発生時の行動

(震災予防措置)

第4条 地震時の災害を軽減又は防止するため、日頃から次のような措置を実施するものとする。

- (1) ロッカー、大型収納庫等の転倒防止措置を行う。
- (2) 窓ガラス、看板等の落下、飛散防止措置を行う。
- (3) 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- (4) 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- (5) 高所に置かれた重量物にあつては、極力低所に移動又は、確実に固定する。
- (6) 震災（災害）用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数量	備蓄場所
飲料水（1人1日あたり3リットル）	20×60本	事務所
非常用食料（缶詰、乾パン等）	200食分	
応急手当セット（三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ、ピンセット等）	事務所 各保育室	各保育室
懐中電灯、予備乾電池	3個	
携帯用ラジオ（携帯用テレビ）、予備乾電池	2個	給食室

(7) 次の救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

救助、救出用資機材品目	数量	保管場所
シャベル (スコップ)	3本	園舎北側
つるはし	1本	
ハンマー	1本	
金てこ、鉄パイプ	1本	
ロープ	30m×3本	
ヘルメット	3個	
軍手	20組	

(注) なお備蓄品内飲料水及び非常食にあつては、帰宅困難等により施設内に滞留が予想される職員数及び園児数を満たす数量を確保する。

また救助、救出用資機材の数量にあつては、保安要員数を満たす数量を確保する。

(地震発生時の安全措置)

第5条 地震が発生した場合、職員は次の措置を講じるものとする。

- (1) 地震発生直後は、職員は園児の安全確保を行うとともに職員自身の安全確保に努める。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (4) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(地震発生後の活動)

第6条 地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡係は、次のことを行う。

- ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- イ 混乱防止を図るため、必要な情報は園児に知らせる。

(2) 警戒巡視

消火係は、次のことを行う。

- ア 火災発生の際及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
- イ 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- ウ 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

(3) 避難誘導

避難誘導係は、園児の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- ア 園児を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。